

平成17年10月21日

## ラムサール条約第9回締約国会議の開催及び条約湿地の新規登録について

ラムサール条約第9回締約国会議が、11月8日～15日にカンパラ(ウガンダ)で開催されるのでお知らせします。同会議では、条約の履行状況について事務局から報告が行われるほか、合計24本の決議案について討議が行われる予定です。

また、同会議の開催に併せて、新たに20箇所の国内湿地が同条約湿地登録簿に掲載され、事務局より登録の認定証が関係自治体に授与される予定です。なお、登録に先立つ国内手続として、本日(10月21日)、新規登録の20箇所について条約湿地に指定する旨が官報に掲載されました。

### 1 第9回締約国会議の概要

ラムサール条約(正式名称:特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約。発効:1975年)の第9回締約国会議(副題「Wetland and water : supporting life, sustaining livelihoods」「湿地と水:命を育み、暮らしを支える」(暫定訳))が、以下のとおり開催される予定です。

#### (1) 期日

2005年11月8日(火)～15日(火)

#### (2) 場所

ウガンダの首都カンパラ郊外ムニョニョ(MUNYONYO)  
スピークリゾート(SPEKE RESORT)

#### (3) 参加者

146箇国の締約国及び国際機関、NGO等が参加。我が国からは、代表団のほか、関係自治体、NGO等のオブザーバーが参加予定。なお、我が国代表団は、環境省、外務省及び国土交通省で構成します。

#### (4) 主要な議題

##### ア) 条約実施状況のレビュー

各国から提出された国別報告書にもとづき、事務局より条約の履行状況について報告が行われます。

##### イ) 決議案の検討(主要な決議案は以下のとおり。詳細は別紙1参照。)

各国から提出された国別報告書にもとづき、事務局より条約の履行状況について報告が行われます。

- 国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン  
ラムサール条約湿地の登録基準に湿地の文化的側面を組み込むこと、鳥類以外の種の定量的な基準を追加すること等の改正を提案するもの。
- 湿地の賢明な利用及び生態学的特徴の維持のための概念的枠組み  
生態系及び持続可能な利用に関する用語の変化に対応し、「湿地の賢明な利用」や「生態学的特徴」を再定義するもの。
- 条約に基づく地域イニシアティブとして「東アジア・東南アジア・オーストラリア地域における渡り性水鳥の生息地の保全と持続的な利用に関する WSSD タイプ2パートナーシップ」(我が国と豪州の共同提案)。  
2005年で終了するアジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の後継として、WSSD タイプ2パートナーシップの枠組みを活用し、渡り性水鳥及びその生息地の保全に関する国際協力を拡大しようとするもの。
- アジア地域における条約の効果的な履行のために地域フォーラムが果たす重要な役割(我が国提案)  
アジア諸国に対し、「アジア湿地シンポジウム」の果たす役割の認識と積極的な参加を要請し、他の地域でも条約の効果的な履行のためのツールとして地域フォーラムの活用を呼び掛けるもの。

## 2 ラムサール条約湿地新規登録箇所の登録認定証の授与

会期初日の11月8日(火)に新たに20箇所の国内湿地がラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地に係る登録簿に掲載され、以下のとおり事務局から関係自治体に対し登録認定証の授与が行われる予定です。

なお、条約湿地の登録等については改めて会期中に記者発表を行う予定です。

### (1)日時

2005年11月10日(木)13:15-14:45(現地時間、時差6時間)

### (2)場所

締約国会議会場 リーガル(Regal)会議室

### (3)参加者

ラムサール条約事務局、日本代表団、関係自治体、国内 NGO 関係、各国代表団

(4)新たに登録されるラムサール条約湿地

- 雨竜沼湿原(北海道)
- サロベツ原野(北海道)
- 濤沸湖(北海道)
- 阿寒湖(北海道)
- 野付半島・野付湾(北海道)
- 風蓮湖・春国岱(北海道)
- 仏沼(青森県)
- 蕪栗沼・周辺水田(宮城県)
- 奥日光の湿原(栃木県)
- 尾瀬(福島・群馬・新潟県)
- 三方五湖(福井県)
- 串本沿岸海域(和歌山県)
- 中海(鳥取・島根県)
- 宍道湖(島根県)
- 秋吉台地下水系(山口県)
- くじゅう坊ガツル・タデ原湿原(大分県)
- 藺牟田池(鹿児島県)
- 屋久島永田浜(鹿児島県)
- 慶良間諸島海域(沖縄県)
- 名蔵アンパル(沖縄県)

3 ラムサール条約湿地新規登録箇所の官報告示

2(4)の新規登録20箇所について、登録に先立つ国内手続として、本日(10月21日)条約湿地に指定する旨官報に告示されました。